【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成23年2月14日

【四半期会計期間】 第16期第3四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 株式会社ケアネット

【英訳名】 CareNet, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大野 元泰 【本店の所在の場所】 東京都文京区本郷四丁目37番17号

(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」

で行っております。)

【電話番号】該当事項はありません。【事務連絡者氏名】該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段南一丁目5番6号

 【電話番号】
 (03)5214-5800(代表)

 【事務連絡者氏名】
 管理本部財務部長 角谷 芳広

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第15期 第 3 四半期 累計期間	第16期 第 3 四半期 累計期間	第15期 第 3 四半期 会計期間	第16期 第 3 四半期 会計期間	第15期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月 1 日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月 1 日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高 (千円)	1,683,036	1,319,250	656,285	515,667	2,173,995
経常利益または経常損失() (千円)	33,387	172,440	71,610	13,243	136,361
四半期純利益または四半期(当 期)純損失()(千円)	171,219	244,532	70,660	39,286	409,765
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	-	-	588,791	591,321	591,321
発行済株式総数 (株)	1	-	52,220	52,420	52,420
純資産額(千円)	-	-	2,232,291	1,754,187	1,999,619
総資産額(千円)	-	-	2,588,408	2,055,032	2,286,163
1株当たり純資産額(円)	-	-	42,690.75	33,408.89	38,073.75
1株当たり四半期純利益金額また は1株当たり四半期(当期)純損 失金額()(円)	3,281.39	4,664.86	1,353.20	749.45	7,850.83
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	1,303.62	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	86.1	85.2	87.3
営業活動によるキャッシュ・フ ロー(千円)	21,878	252,455	-	-	69,479
投資活動によるキャッシュ・フ ロー(千円)	69,263	409,204			169,052
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	52,324	431	-	-	48,681
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	590,026	558,838	402,521
従業員数(人)	-	-	80	66	79

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について は記載しておりません。
 - 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3 当社は子会社および関連会社がありませんので、「持分法を適用した場合の投資利益」については記載しておりません。
 - 4 第15期第3四半期累計期間、第16期第3四半期累計期間、第16期第3四半期会計期間および第15期の「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数 (人)	66 [23]
----------	---------

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
 - 2 従業員数が当第3四半期会計期間において12名減少したのは、主に全社的な経営の合理化による希望退職者 募集によるものであります。
 - 3 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員(1日8時間勤務換算)であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1)外注実績

当第3四半期会計期間における外注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

コルッローがなけが時にのけるがた人族ととアプラーととにかりというとのうのが									
セグメントの名称	当第3四半期会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)							
医薬営業支援サービス(千円)	88,469	25.8							
マーケティング調査サービス(千円)	13,366	52.0							
医療コンテンツサービス (千円)	13,014	38.9							
合計 (千円)	114,850	31.8							

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 医薬営業支援サービスにおける主な外注内容は、医薬・医療関連コンテンツの制作委託であります。
 - 3 マーケティング調査サービスにおける主な外注内容は、調査結果の集計・解析作業の委託であります。
 - 4 医療コンテンツサービスにおける主な外注内容は、衛星放送番組およびDVDの制作委託であります。
 - 5 当第3四半期会計期間のセグメント区分は、前第3四半期会計期間のサービス区分と同一であるため、両者の区分による金額を比較した上で、「前年同四半期比(%)」を記載しております。

(2)受注実績

当第3四半期会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第 3 四半期会計期間 (自 平成22年10月 1 日 至 平成22年12月31日)								
	受注高 (千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高(千円)	前年同四半期比 (%)					
医薬営業支援サービス	367,707	29.7	183,677	+ 22.0					
マーケティング調査サービス	67,123	+2.4	12,036	13.7					
医療コンテンツサービス	48,761	3.7	22,009	13.9					
合計	483,592	24.4	217,723	+ 14.6					

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 当第3四半期会計期間のセグメント区分は、前第3四半期会計期間のサービス区分と同一であるため、両者の区分による金額を比較した上で、「前年同四半期比(%)」を記載しております。

(3)販売実績

当第3四半期会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

	セグメントの名称	当第3四半期会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
医薬	営業支援サービス(千円)	342,672	27.2
	e ディテーリング [®] (千円)	282,106	+1.0
	スポンサードWebコンテンツ制作(千円)	48,895	73.0
	その他 (千円)	11,670	+ 15.0
₹-	・ケティング調査サービス(千円)	76,541	11.7
	e リサーチ™他(千円)	76,541	11.7
医療	コンテンツサービス(千円)	96,453	2.6
	CareNetTV・メディカルCh. [®] (千円)	44,760	10.7
	ケアネットDVD他 (千円)	51,692	+5.6
	合計 (千円)	515,667	21.4

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 当第3四半期会計期間のセグメント区分は、前第3四半期会計期間のサービス区分と同一であるため、両者の区分による金額を比較した上で、「前年同四半期比(%)」を記載しております。
 - 3 主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前第3四半算 (自 平成21年 至 平成21年	=10月1日	当第3四半期会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)		
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	
日本イーライリリー株式会社	30,412	4.6	65,967	12.8	
アステラス製薬株式会社	52,494	8.0	57,196	11.1	
ノバルティスファーマ株式会社	43,579	6.6	52,967	10.3	
MSD株式会社(注)2	91,997	14.0	25,742	5.0	

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 万有製薬株式会社はシェリング・プラウ株式会社との統合により平成22年10月からMSD株式会社となっております。

2【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。 また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当社は、当第3四半期会計期間において、当社、スカパーJSAT株式会社および株式会社衛星ネットワークの3社間で、「契約上の地位の移転に関する覚書」を平成22年10月31日付で締結しております。これは、スカパーJSAT株式会社がプレイアウト事業を株式会社衛星ネットワークに移管することに伴い、送出代行業務委託契約上のスカパーJSAT株式会社の地位を、平成22年11月1日を効力発生日として、株式会社衛星ネットワークに移転するものであります。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第3四半期会計期間におけるわが国経済は、企業収益や企業の業況判断に改善がみられるものの、長引くデフレや円高の進行、依然厳しい状況にある雇用環境など、景気の先行きは不透明感が残る状況で推移いたしました。

医療業界においては、2010年度の診療報酬改定により、報酬配分の見直しが行われたことから、開業医と勤務医の報酬格差の是正が期待されています。しかしながら、医師不足や医師の過重労働の問題は未だ解決がされておらず、そのようななかでも医師は医療の質の向上が求められ、依然、多忙を極めております。

このような状況のもと、患者に質の高い医療を提供し続けるためには、医師が日頃から医療情報の収集や学習を欠かさないことが重要であり、限られた時間のなかで効率よく習得できるコンテンツサービスは、依然高いニーズがあります。

一方、製薬業界においては、薬価マイナス改定やジェネリック医薬品の使用促進などの医療費抑制策が推し進められるなか、市場を牽引してきた大型薬剤は順次特許切れを迎えているため、国内外の製薬企業の収益環境は厳しい状況にあります。そのため、製薬企業においては、新薬の研究開発や、営業・マーケティング活動における生産性向上が重要視されており、経費が削減されるなかで、より生産性の向上に資する厳選されたサービスは、依然高いニーズがあります。

このような背景のなか、当社は、特に製薬企業が抱える営業・情報提供活動の課題解決を事業機会と促え、積極的に対応しております。特に、がんや精神・中枢神経系等のスペシャリティ領域での新薬開発が増えているなか、多くの専門医に薬剤情報の提供を可能とするために、専門医を中心に医師会員を増やしております。また、当社の中長期の成長に向け、当社のサービスの源泉となる「ケアネット・ドットコム(CareNet.com)」への継続的な投資も行っております。

これらの活動を行うなか、当第3四半期会計期間においては、売上高は515百万円(前年同四半期比21.4%減)と低調に推移いたしました。また、「ケアネット・ドットコム」について、従来は、主に医師会員に対して「eディテーリング®」コンテンツ等のサービス提供をするためのプラットホームとして利用しておりましたが、当期には、「eディテーリング®」等の実施案内が電子メールによる方法にほぼ切り替わり、さらに、販売促進を目的とした複数の機能を「ケアネット・ドットコム」に追加し利用しているため、第1四半期会計期間から「ケアネット・ドットコム」の運営等に係る費用は、販売費及び一般管理費に計上しております。これらにより、売上総利益は309百万円(前年同四半期比10.0%増)、営業損失は13百万円(前年同四半期は営業利益70百万円)、経常損失は13百万円(前年同四半期は経常利益71百万円)となり、本社移転に係る費用17百万円などを特別損失に計上したため、四半期純損失は39百万円(前年同四半期は四半期は四半期純利益70百万円)となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

医薬営業支援サービス

当サービスにおいては、「eディテーリング®」の実施件数は16件(前年同四半期は9件)、売上高は282百万円(前年同四半期比1.0%増)となりました。一方で、「スポンサードWebコンテンツ制作」の売上高は48百万円(前年同四半期比73.0%減)となりました。

この結果、医薬営業支援サービスの売上高は342百万円(前年同四半期比27.2%減)となりました。

マーケティング調査サービス

当サービスにおいては、「eリサーチ™」の実施件数が27件(前年同四半期は29件)となりました。

この結果、売上高は76百万円(前年同四半期比11.7%減)となりました。

医療コンテンツサービス

当サービスにおいては、医師向け教育コンテンツ「ケアネットDVD」他の売上高は51百万円(前年同四半期比5.6%増)、医師向け教育番組「ケアネットTV・メディカルCh.®」の売上高は44百万円(前年同四半期比10.7%減)となり、医療コンテンツサービスの売上高は96百万円(前年同四半期比2.6%減)となりました。

なお、医師・医療従事者向け医療専門サイト「ケアネット・ドットコム (CareNet.com)」においては、医師会員獲得および維持を目的に、前期に引き続き積極的に投資を行っております。これにより、当第3四半期会計期間末の医師会員数は10万人(前年同四半期は9万3千人)となり、順調に推移いたしました。

(2)経営成績及び財政状態の分析

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において入手し得る情報に基づいて当社が判断したものであります。なお、今後の予測しえない経済状況の変化等様々な要因があるため、その結果について当社が保証するものではありません。

経営成績および財政状態を分析する上での視点

当社は、主として、次の3つの視点から経営成績および財務状態を分析しております。

a. 成長性の視点:当社の中心的なサービス「 e ディテーリング[®] 」の成長性

b. 収益性の視点:売上総利益率、および 営業利益率等の改善状況

c. 健全性の視点:流動性を初めとする財務基盤や資金調達能力に資する要因

成長性

当社は、医師会員の協力を得ることにより、製薬企業向けに「医薬営業支援サービス」および「マーケティング調査サービス」を提供し、一方 医師会員の獲得を目的に医師に向けて「医療コンテンツサービス」の提供を行っております。 これらサービス別の売上高と売上構成比の推移の状況は、次のとおりであります。

_	11 2 CO 2												
	回次 第12期		第1	3期	第1	4期	第15	5期	第1 第3四 会計		342 66.5 282 54.7 48 9.5		
		平成19	年3月	平成20	年3月	平成21	1年3月	平成22	年 3 月	平成21	年12月	平成22	年12月
	決算年月	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	
医	薬営業支援サービス	1,376	55.7	1,459	55.7	1,757	66.3	1,499	69.0	470	71.7	342	66.5
	e ディテーリング [®]	959	38.8	1,102	42.1	987	37.3	794	36.5	279	42.5	282	54.7
	スポンサードWeb コンテンツ制作	324	13.2	260	9.9	683	25.8	638	29.4	181	27.6	48	9.5
	その他	92	3.7	97	3.7	86	3.2	66	3.1	10	1.6	11	2.3
	'ーケティング調査 <u>'</u> ービス	566	22.9	685	26.2	449	17.0	259	11.9	86	13.2	76	14.8
	e リサーチ™他	566	22.9	685	26.2	449	17.0	259	11.9	86	13.2	76	14.8
医	療コンテンツサービス	527	21.4	472	18.1	442	16.7	415	19.1	99	15.1	96	18.7
	CareNetTV・ メディカルCh. [®]	274	11.1	251	9.6	228	8.6	203	9.3	50	7.6	44	8.7
	ケアネットDVD他	253	10.3	221	8.5	213	8.1	212	9.8	48	7.5	51	10.0
	合計	2,470	100.0	2,617	100.0	2,649	100.0	2,173	100.0	656	100.0	515	100.0

(ア)成長性の鍵となる医師会員数について

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第15期 第 3 四半期 会計期間	第16期 第 3 四半期 会計期間
決算年月	平成19年3月 前年同期 (%)	平成20年3月 比 前年同期比 (%)	平成21年 3 月 前年同期比 (%)	平成22年 3 月 前年同期比 (%)	平成21年12月 前年同四半 期比(%)	平成22年12月 前年同四半 期比(%)
医師会員数(千人)	68 + 19.	79 + 15.4	88 +11.2	95 +8.1	93 +11.3	100 +6.9

当第3四半期会計期間において、医師会員数は約2千人増加し、当第3四半期会計期間末の医師会員数は100千人 (前年同四半期末は93千人)となりました。当社は、医師会員の増加が、「eディテーリング®」サービスの品質を 高め、実施件数および売上高を伸ばす要素であると考えております。なお、この点を示す指標については、下記 「(イ)「eディテーリング®」の成長について」のとおりであります。

(イ)「eディテーリング[®]」の成長について

	回次	:	第12期		第13期	:	第14期	1	第15期	第	第15期 3 四半期 :計期間	第	第16期 3 四半期 計期間
	決算年月	平成	19年3月 前年同期比 (%)	平点	20年3月 前年同期比 (%)	平成	21年3月 前年同期比 (%)	平成	22年3月 前年同期比 (%)	平点	放21年12月 前年同四半 期比(%)	平月	成22年12月 前年同四半 期比(%)
1	ディテーリング® 」 高(百万円)	959	+ 99.2	1,102	+ 14.9	987	10.4	794	19.6	279	+ 38.8	282	+1.0
	ディテーリング® 」 件数(件)(注)1	19	+72.7	22	+ 15.8	14 (16)	36.4 (-)	30 (30)	+ 114.3 (+ 87.5)	9 (9)	+ 200.0 (+ 200.0)	16 (16)	+ 77.8 (+ 77.8)
	実施企業数(社)	8	+ 14.3	8		7 (8)	12.5 (-)	15 (15)	+ 114.3 (+ 87.5)	9 (9)	+ 200.0 (+ 200.0)	10 (10)	+11.1 (+11.1)
1 1	リピートオーダー 牛数(件)(注)2	16	+ 100.0	20	+ 25.0	14	30.0	24	+ 71.4	6	+ 100.0	17	+ 183.3

- (注)1 「eディテーリング®」実施件数は、各期においてサービス実施を開始した件数であります。
 - 2 リピートオーダー件数は、同一企業による2回目以降のサービス実施件数であります。
 - 3 第14期から第16期第3四半期会計期間の()書きは、「MRPIus®ナビゲーションボード」を利用したサービスを含めた件数であります。

当第3四半期会計期間においては、前期より大幅に引き下がった1件あたりの平均単価の改善により、売上高の回復を図っております。この売上高の回復が実現するのは、来期(平成24年3月期)以降の見込みであるため、当第3四半期会計期間の「eディテーリング®」売上高に大きな改善はありませんでした。「eディテーリング®」は、実施件数は16件(前年同四半期比77.8%増)と増加したものの、売上高は282百万円(前年同四半期比1.0%増)と微増にとどまりました。

収益性

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第15期 第 3 四半期 会計期間	第16期 第 3 四半期 会計期間
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成21年12月	平成22年12月
売上総利益率(%) (注)1	47.5	48.2	46.0	33.9 (12.1%減)	42.8 (1.8%減)	59.9 (17.1%増)
販売費及び一般管理費 比率(%)(注)2	30.4	32.9	38.0	40.4 (2.4%増)	32.0 (2.4%減)	62.6 (30.6%増)
営業利益(百万円)	422 (+ 439.5%)	401 (4.9%)	213 (46.8%)	140 (-)	70 (+ 7.6%)	13 (-)
営業利益率(%)	17.1	15.3	8.1	6.5 (14.5%減)	10.8 (0.6%増)	2.6 (-)

- (注)1 売上総利益率は、売上総利益を売上高で除して算出しております。
 - 2 販売費及び一般管理費比率は、販売費及び一般管理費を売上高で除して算出しております。
 - 3 営業利益率は、営業利益を売上高で除して算出しております。
 - 4 表中の() 書きは、前年同期比であります。

当第3四半期会計期間は、売上高515百万円(前年同四半期比21.4%減)と低調に推移いたしました。また、「ケアネット・ドットコム」について、従来は、主に医師会員に対して、「eディテーリング[®]」コンテンツ等のサービス提供をするためのプラットホームとして利用しておりましたが、当期には「eディテーリング[®]」等の実施案内が電子メールによる方法にほぼ切り替わり、さらに、販売促進を目的とした複数の機能を「ケアネット・ドットコム」に追加し利用しているため、第1四半期会計期間から「ケアネット・ドットコム」の運営等に係る費用は、販売費及び一般管理費に計上しております。これらにより、売上総利益率は59.9%(前年同四半期比17.1ポイント増加)、販売費及び一般管理費比率は62.6%(前年同四半期比30.6ポイント増加)となり、営業損失は13百万円(前年同四半期は営業利益70百万円)、営業利益率は2.6%(前年同四半期は10.8%)となりました。

健全性

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第15期 第 3 四半期 会計期間	第16期 第 3 四半期 会計期間
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成21年12月	平成22年12月
総資産額(百万円)	1,978	2,832	2,870	2,286	2,588	2,055
純資産額(百万円)	1,534	2,519	2,457	1,999	2,232	1,754
自己資本比率(%)	77.6	88.9	85.6	87.3	86.1	85.2
現金及び現金同等物 (百万円)	636	658	689	402	590	558
営業活動によるキャッ シュ・フロー(百万円)	646	189	293	69	43	55
流動比率(%)(注)1	419.4	835.6	620.3	732.0	637.6	613.5
流動資産比率(%) (注)2	94.2	92.5	89.3	91.7	87.7	84.6
有利子負債残高 (百万円)(注)3	1	1	0	-	0	-

- (注) 1 流動比率は、流動資産合計額を流動負債合計額で除して算出しております。
 - 2 流動資産比率は、流動資産合計額を総資産額で除して算出しております。
 - 3 第12期から第14期および第15期第3四半期の有利子負債残高は、未経過リース料残高のみとなっております。

当第3四半期会計期間末時点での現金及び現金同等物残高558百万円、自己資本比率85.2%の水準、および有利子 負債残高なしの各指標から健全性を確保していると判断しております。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は、第2四半期会計期間末と比較して178百万円増加し、558百万円(前年同四半期比5.3%減)となりました。

当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により支出した資金は、55百万円(前年同四半期は43百万円の支出)となりました。これは、主に減価償却費13百万円、ポイント引当金の増加16百万円、未払金の増加37百万円および前受金の増加24百万円などによる資金の増加と、税引前四半期純損失33百万円の計上、売上債権の増加114百万円などによる資金の減少との差引きによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により得られた資金は、233百万円(前年同四半期は3百万円の支出)となりました。これは、定期預金の払戻による収入300百万円などによる資金の増加と、自社利用ソフトウェア開発等による支出3百万円および差入保証金の差入による支出62百万円などによる資金の減少との差引きによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出した資金は、0百万円(前年同四半期は0百万円の支出)となりました。これは、配当金の支払いによるものであります。

(4)事業上および財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号ロ)の一つとして、下記のとおり、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(以下、「本プラン」といいます。)を導入しております。

基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

基本方針の実現に資する取組み

(ア)企業価値向上への取組み

当社は、平成8年に医療情報提供サービスを目的に創業し、平成10年7月にSKY PerfecTV!にて「ケアネットTV・メディカルCh.®」を開局、平成12年4月にはインターネット上の医師・医療従事者向け会員サイトを開設し、現在に至っております。

当社の事業モデルの基本は、医療分野における厳選した知識やノウハウを、「短時間で楽しく、解りやすく習得できる」という方針をもって加工し、提供することにあります。医師・医療従事者は、その職業人生を通じて、常に新しい知識やノウハウを習得することを求められております。ところが、近年の医療制度改定の影響を受け、医師・医療従事者の忙しさはその度合いを増しており、知識やノウハウの習得に費やす時間的余裕は年々減ってきております。したがいまして、知識やノウハウを効率よく習得する方法が求められており、今後もそのニーズは増加すると考えられます。

以上の考え方を基に、当社は衛星放送やDVDを用いて有料の教育コンテンツを医師・医療従事者に提供しております(「医療コンテンツサービス」)。また、インターネットを用いて、医療関連コンテンツを無料で提供しております。このようにして、満足度の高い医療情報を提供し続けることで、当社に対して情報提供の許諾を与える医師会員を増やしております。

また、当社から情報提供を受ける医師会員を保有することにより、製薬企業へ医薬品の営業・マーケティング活動を支援するサービスを提供することができます。製薬企業にとっては、近年ますます新薬承認の水準や新薬開発コストが上昇し、営業・マーケティング活動においてはさらなる生産性の向上が求められております。当社は、製薬企業のこのようなニーズに対し、大きく二つのサービスを提供しております。一つは、インターネットを介して医師に情報を提供することによって、MRと呼ばれる製薬企業営業員の活動の生産性向上を支援する「医薬営業支援サービス」であります。もう一つは、全国の多数の医師からデータを収集し、医薬品の開発やマーケティングに活用できる集計・解析結果を提供する「マーケティング調査サービス」であります。

以上のように、満足度の高い医療情報の提供を通じて医師会員を増やし、当社から情報提供を受ける医師会員に裏付けられた製薬企業への医薬品営業・マーケティング活動を支援するサービスの販売・拡充に注力していくことで、企業価値向上を図ってまいります。

(イ)コーポレート・ガバナンスについて

当社では、取締役会による戦略指導や経営の監視、監査役会による取締役の業務執行の監査を中枢に置いたコーポレート・ガバナンスの体制を敷いております。

当社では、取締役会を取締役3名で構成し、取締役会が経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役会では各部門からの報告に基づいて情報を共有し、各事業の進捗状況の確認、業務に関する 意思決定、リスクの認識および対策についての検討を行い、事業活動に反映しております。

なお、取締役会において決定した業務執行を迅速かつ効率的に実行するために、執行役員制度を導入しております。

さらに、監査役は、取締役会および執行役員会議等重要な会議へ出席し、業務および財産の状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査するとともに、監査役会は内部監査担当者および会計監査人と緊密な連

携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

(ウ)本プランの導入の必要性

当社は、上記コーポレート・ガバナンス体制のもとで、満足度の高い医療情報の提供を通じて医師会員を増やし、当社から情報提供を受ける医師会員に裏付けられた製薬企業への医薬品営業・マーケティング活動を支援するサービスの販売・拡充に注力することが、企業価値を向上させ株主の皆様の共同利益の向上に資することができると考えております。そのような考えのもと策定した当社の中期経営計画と、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者の提案内容とを株主の皆様において比較検討し、あるいはそのために必要な期間を確保することが、株主の皆様から負託された者の責務として考えております。

本プラン導入の目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入いたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものであります。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定にしたがい、当社の社外取締役、社外監査役、または社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者)で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます。)の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン導入当初における独立委員会の委員には、廣瀬光雄、藤原啓三、宮本巌が就任しておりましたが、平成21年6月22日開催の定時株主総会終結をもって、廣瀬光雄および宮本巌の取締役任期満了に伴い、独立委員会委員の任期も終了したことにより、また、藤原啓三も一身上の都合により同委員を辞任したため、平成21年7月14日開催の取締役会において、内田和成、小林康恵、岩崎哲也を選任いたしました。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

本プランの内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)

(ア)本プランに係る手続き

1 対象となる大規模買付等

本プランは以下の()または()に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、または行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続きにしたがわなければならないものとします。

- () 当社が発行者である株式等(注1)について、保有者(注2)の株式等保有割合(注3)が20%以上となる買付け
- () 当社が発行者である株式等(注4)について、公開買付け(注5) に係る株式等の株式等所有割合(注 6)およびその特別関係者(注7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- 2 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

- () 買付者等の概要
- (イ) 氏名または名称および住所または所在地
- (ロ) 代表者の役職および氏名
- (八) 会社等の目的および事業の内容
- (二) 大株主または大口出資者(所有株式または出資割合上位10名)の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (へ) 設立準拠法

- () 買付者等が現に保有する当社の株券等の数、および、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況
- () 買付者等が提案する大規模買付等の概要(買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類および数ならびに大規模買付等の目的(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等(注8)その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)
 - 3 「本必要情報」の提供

上記2の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順にしたがい、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日(注9)(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記2()(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容および 態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当 社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供 していただきます。

なお、大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- () 買付者等およびそのグループ (共同保有者(注10)、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細 (沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名および職歴等を含みます。)
- () 大規模買付等の目的(「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細)、方法および内容 (経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類および金額、大規模買付等の時期、関連する取 引の仕組み、買付予定の株式等の数および買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付 等の方法の適法性を含みます。)
- () 大規模買付等の対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- () 大規模買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者)を含みます。)の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。)
- () 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- () 買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め(以下「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- () 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- () 大規模買付等の後における当社の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- () 大規模買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客および地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- () 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
 - なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要および本必要情報 の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切 と判断した時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

4 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の()または()の期間(いずれも初日不算人)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定いたします。

- () 対価を現金(円貸)のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする公開買付けの場合には 60日間
- () その他の大規模買付等の場合には90日間
- ただし、上記()()いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間といたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

5 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記4の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、以下の手続きにしたがい、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものといたします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものといたします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の()または()に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

()独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記2から4までに規定する手続きを遵守しなかった場合、または買付者等による大規模買付等が専ら買付者等の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。なお、別に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものとします。

- ()独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合
 - ()に定める場合を除き、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。
 - 6 取締役会の決議

当社取締役会は、5 に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社 の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決 議を行うものといたします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

7 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記6の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、()買付者等が大規模買付等を中止した場合または()対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、または勧告の有無もしくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止を行うものといたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

8 大規模買付等の開始

買付者等は、上記1から6に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

(イ)本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(ア)6に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権 (以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うことといたします。ただし、会社法その他の法令 および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には当該その他 の対抗措置を用いることもあります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(ア)7記載のとおり、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(ア)7に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものといたします。

(ウ)本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成23年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

本プランの合理性

(ア)買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保 又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の 原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を全て充足しております。

(イ) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記 に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであります。

(ウ)株主意思を重視するものであること

上記 (ウ)に記載したとおり、本プランの有効期限は平成23年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。しかし、係る有効期間の満了前であっても、上記 (ウ)に記載したとおり、当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。したがいまして、本プランの導入および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(エ)独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置いたします。 独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役、または社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準じる者)から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(オ)合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記 (ア)1に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(カ)デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記 (ウ)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがいまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

- (注) 1.金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
 - 2.金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
 - 3.金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じといたします。
 - 4.金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下()において同じといたします。
 - 5.金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じといたします。
 - 6.金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じといたします。
 - 7.金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じといたします。
 - 8.金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じといたします。
 - 9. 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じといたします。
 - 10.金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じといたします。

なお、当社買収防衛策の概要につきましては、当社ホームページ(http://www.carenet.co.jp/)において開示しております。

(5)研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1)主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、本社移転に伴い以下の設備を取得しております。

平成22年12月31日現在

車光氏々	セグメント	THE STATE OF			
事業所名 (所在地)	の名称	設備の内容	建物	工具、器具 及び備品	合計
本社 (東京都千代田区)	医薬営業支援サービス	業務用設備	7,480	7,113	14,594
本社 (東京都千代田区)	マーケティング調査サービス	業務用設備	1,100	1,046	2,146
本社 (東京都千代田区)	医療コンテンツサービス	業務用設備	1,539	1,464	3,004
本社 (東京都千代田区)	全社共通	業務用設備	5,500	7,132	12,632

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2 建物は、賃借建物に施した建物附属設備の金額であります。
 - 3 本社移転に伴う設備の除却は3,301千円であります。

(2)設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、前四半期会計期間末に計画中の重要な設備の新設、除却等について、重要な変更 はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、回収、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000
計	200,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	52,420	52,420	東京証券取引所 マザーズ	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	52,420	52,420		

⁽注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成16年6月29日開催定時株主総会の特別決議、平成16年7月20日および平成17年6月20日開催の取締役会 決議により付与した新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成16年6月29日)					
MALINO A SIMILAR	第 3 四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)				
新株予約権の数(個)	3,235(注)4				
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)					
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式				
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,235(注)4				
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,306(注)1				
新姓子の佐藤田	平成18年7月1日から				
新株予約権の行使期間	平成26年 3 月31日まで				
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格:25,306				
発行価格および資本組入額(円)	資本組入額:12,653				
新株予約権の行使の条件	(注)2				
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3				
代用払込みに関する事項					
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項					

(注) 1 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × 分割または併合の比率

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

| 既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1株当たり払込金額 | 1を後払込金額 = 調整前払込金額 × | 一切扱う | 一切なり | 一

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い当該新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

2 主な新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

新株予約権の割り当てを受けた者で、新株予約権行使時に、当社の取締役もしくは従業員の地位を喪失している者も、 に規定する「新株予約権割当契約書」に定める権利行使の条件を満たした新株予約権については行使できるものとします。

新株予約権を保有する新株予約権者が死亡した場合は、 に規定する「新株予約権割当契約書」に基づく 権利行使の条件を満たした新株予約権についてのみ、その相続人が行使できるものとします。

その他の条件については、当該定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

- 3 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。
- 4 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は退職等により権利を喪失した株数を減じております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成18年6月29日開催の定時株主総会決議、平成18年7月18日および平成18年11月20日開催の取締役会決議 により付与した新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成18年6月29日)					
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)				
新株予約権の数(個)	514 (注) 4				
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)					
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式				
新株予約権の目的となる株式の数(株)	514 (注) 4				
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000(注)1				
新株予約権の行使期間	平成20年 7 月 1 日から				
利休 (水)(低)(1) (关税)间	平成28年 3 月31日まで				
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格:25,000				
発行価格および資本組入額(円)	資本組入額:12,500				
新株予約権の行使の条件	(注)2				
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3				
代用払込みに関する事項					
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項					

(注) 1 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使金額 = 調整前行使金額 × 1 分割または併合の比率

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

| 既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1株当たり払込金額 | 新株式発行前の時価 | 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × | 既発行株式数 + 新規発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い当該新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

2 主な新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

新株予約権の割り当てを受けた者で、新株予約権行使時に、当社の取締役もしくは従業員の地位を喪失している者も、 に規定する「新株予約権割当契約書」に定める権利行使の条件を満たした新株予約権については行使できるものとします。

新株予約権を保有する新株予約権者が死亡した場合は、 に規定する「新株予約権割当契約書」に基づく 権利行使の条件を満たした新株予約権についてのみ、その相続人が行使できるものとします。

その他の条件については、当該定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

- 3 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。
- 4 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は退職等により権利を喪失した株式を減じております。

(平成19年6月27日開催の定時株主総会決議、平成19年11月2日開催の取締役会決議により付与した新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成19年 6 月27日)					
	第 3 四半期会計期間末現在				
	(平成22年12月31日)				
新株予約権の数(個)	67				
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)					
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式				
新株予約権の目的となる株式の数(株)	67				
新株予約権の行使時の払込金額(円)	170,637 (注) 1				
新株 子 幼 株 の 行 店 押 問	平成21年7月1日から				
新株予約権の行使期間 	平成25年 3 月31日まで				
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行	発行価格:170,637				
価格および資本組入額(円)	資本組入額:85,319				
新株予約権の行使の条件	(注)2				
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3				
代用払込みに関する事項					
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項					

(注) 1 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × _____1 分割または併合の比率

また、発行後に当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、資本の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとします。

2 主な新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

新株予約権の割り当てを受けた者で、新株予約権行使時に、当社の取締役もしくは従業員の地位を喪失している者も、 に規定する「新株予約権割当契約書」に定める権利行使の条件を満たした新株予約権については行使できるものとします。

新株予約権を保有する新株予約権者が死亡した場合は、 に規定する「新株予約権割当契約書」に基づく 権利行使の条件を満たした新株予約権についてのみ、その相続人が行使できるものとします。

その他の条件については、当該定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

3 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成22年10月1日~ 平成22年12月31日	-	52,420	-	591,321	-	516,444

(6)【大株主の状況】

平成22年12月31日現在の株主名簿により、平成22年9月30日において大株主であったパーシング ディヴィジョン オブ ドナルドソンラフキン アンド ジェンレット エスイーシー コーポレイションは大株主でなくなり、以下の者が大株主になったことが判明しました。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
武藤 克人	埼玉県蕨市	500	0.95

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 52,420	52,420	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	52,420		
総株主の議決権		52,420	

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式)					
計					

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	平成22年 5月	平成22年 6月	平成22年 7月	平成22年 8月	平成22年 9月	平成22年 10月	平成22年 11月	平成22年 12月
最高(円)	54,500	54,100	38,800	32,800	29,880	26,500	24,000	34,300	47,900
最低(円)	46,600	33,650	30,200	27,510	23,610	23,100	16,650	15,010	31,600

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動は次のとおりであります。

(1)新任役員

該当事項はありません。

(2)退任役員

役名	氏名	退任年月日
代表取締役社長	高橋 功	平成22年8月10日

(3)役職の異動

新役名および職名	旧役名	氏名	異動年月日
代表取締役社長(医薬営業支援事業 部長を兼務)	代表取締役会長	大野 元泰	平成22年8月10日
代表取締役社長	代表取締役社長(医薬営業支援事業 部長を兼務)	大野 元泰	平成23年 1 月19日

(注)当社では、取締役会において決定した業務執行を取締役会の監督のもと迅速かつ効率的に実行するために、執行 役員制度を導入しております。前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの執行役 員の選任および異動は次のとおりであります。

新任執行役員

職名	氏名	就任年月日
医薬営業支援事業部 副事業部長 兼 営業統轄部長	志賀 保夫	平成22年7月1日
総合企画担当 兼 法務アドバイザー	鹿 剛	平成22年8月10日
医薬営業支援事業部長	川添 茂樹	平成23年 1 月19日

退任執行役員

該当事項はありません。

役職の異動

新職名	旧職名	氏名	異動年月日	
医薬営業支援事業部 営業戦略部長	メディカルマーケティング本部長	齋川 義明	平成22年8月10日	

第5【経理の状況】

1.四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)および前第3四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)および当第3四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)および前第3四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期財務諸表ならびに当第3四半期会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)および当第3四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3.四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】 (1)【四半期貸借対照表】

(単位:千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,308,838	1,702,521
受取手形	14,045	3,918
売掛金	344,316	322,710
たな卸資産	2 35,279	52,035
前払費用	34,211	13,946
その他	1,802	2,346
貸倒引当金	21	18
流動資産合計	1,738,472	2,097,460
固定資産		
有形固定資産	51,636	24,073
無形固定資産	152,128	112,584
投資その他の資産	112,794	52,045
固定資産合計	316,559	188,702
資産合計	2,055,032	2,286,163
負債の部		
流動負債		
買掛金	32,294	98,557
未払法人税等	3,976	6,492
前受金	74,801	55,247
早期退職費用引当金	2,480	-
ポイント引当金	16,595	-
資産除去債務	10,200	-
その他	143,002	126,246
流動負債合計	283,350	286,543
固定負債		
繰延税金負債	5,004	-
資産除去債務	12,489	-
固定負債合計	17,493	-
負債合計	300,844	286,543
純資産の部		
株主資本		
資本金	591,321	591,321
資本剰余金	895,884	895,884
利益剰余金	264,087	508,619
株主資本合計	1,751,293	1,995,825
新株予約権	2,893	3,793
純資産合計	1,754,187	1,999,619
負債純資産合計	2,055,032	2,286,163

(2)【四半期損益計算書】 【第3四半期累計期間】

(単位:千円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	1,683,036	1,319,250
売上原価	1,084,349	585,420
売上総利益	598,686	733,830
販売費及び一般管理費	635,963	909,081
営業損失()	37,277	175,251
営業外収益		
受取利息	3,396	1,230
未払配当金除斥益	-	1,272
その他	492	308
営業外収益合計	3,889	2,810
経常損失()	33,387	172,440
特別利益		
貸倒引当金戻入額	10	-
新株予約権戻入益		2,391
特別利益合計	10	2,391
特別損失		
固定資産除却損	190	3,837
早期退職費用	-	36,078
早期退職費用引当金繰入額	-	2,480
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	6,989
本社移転費用	-	17,242
減損損失	67,164	-
特別損失合計	67,354	66,628
税引前四半期純損失()	100,732	236,677
法人税、住民税及び事業税	2,850	2,850
法人税等調整額	67,637	5,004
法人税等合計	70,487	7,854
四半期純損失()	171,219	244,532

【第3四半期会計期間】

(単位:千円)

		前第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
売上高		656,285	515,667
売上原価		375,373	206,607
売上総利益		280,911	309,059
販売費及び一般管理費		210,017	322,556
営業利益又は営業損失()		70,894	13,496
営業外収益			
受取利息		715	250
その他		0	2
営業外収益合計		715	253
経常利益又は経常損失()		71,610	13,243
特別損失			
固定資産除却損		-	3,301
本社移転費用		<u> </u>	17,242
特別損失合計		-	20,544
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	71,610	33,787
法人税、住民税及び事業税		950	950
法人税等調整額		-	4,549
法人税等合計		950	5,499
四半期純利益又は四半期純損失()		70,660	39,286

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

現金及び現金同等物の四半期末残高

(単位:千円) 前第3四半期累計期間 当第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 (自 平成22年4月1日 至 平成21年12月31日) 至 平成22年12月31日) 営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前四半期純損失() 100,732 236,677 減価償却費 52,767 33,661 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 6,989 早期退職費用引当金の増減額(は減少) 2,480 ポイント引当金の増減額(は減少) 16.595 減損損失 67,164 受取利息及び受取配当金 3,396 1,230 売上債権の増減額(は増加) 136,467 31,733 たな卸資産の増減額(は増加) 11,675 16,755 仕入債務の増減額(は減少) 72,149 66,262 未払金の増減額(は減少) 12,000 36,257 未払消費税等の増減額(は減少) 5,477 1,558 未払費用の増減額(は減少) 28,006 13,299 前受金の増減額(は減少) 19,554 2,905 その他 15,242 32,067 小計 21,578 250,536 利息及び配当金の受取額 4,099 1,880 法人税等の支払額 3,800 3,800 営業活動によるキャッシュ・フロー 21,878 252,455 投資活動によるキャッシュ・フロー 定期預金の純増減額(は増加) 550,000 有形固定資産の取得による支出 3,880 無形固定資産の取得による支出 65,382 78,280 差入保証金の差入による支出 62,515 投資活動によるキャッシュ・フロー 69,263 409,204 財務活動によるキャッシュ・フロー 株式の発行による収入 1,794 配当金の支払額 431 54,119 財務活動によるキャッシュ・フロー 431 52,324 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 99,709 156,317 現金及び現金同等物の期首残高 689,735 402,521

590,026

558,838

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日) 該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

ELIT MANAGENT COULT COUL				
	当第3四半期累計期間			
	(自 平成22年4月1日			
	至 平成22年12月31日)			
会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用			
	第1四半期会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基			
	準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用			
	指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しておりま			
	ਰ .			
	これにより、当第3四半期累計期間の営業損失、経常損失はそれぞれ3,400千			
	円増加、税引前四半期純損失は10,390千円増加しております。			

【追加情報】

当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)

(「ケアネット・ドットコム」の運営等に係る費用の計上区分の変更)

「ケアネット・ドットコム」は、従来、医師会員に対し、主として 「eディテーリング®」コンテンツの提供、および 「eリサーチ™」アンケートの回収のためのプラットホームとして利用しておりましたが、当期において、「eディテーリング®」および「eリサーチ™」の実施案内が、電子メールによる方法にほぼ切り替わったため、ほとんどの医師会員が「ケアネット・ドットコム」に直接アクセスしない方法により、当該サービスの提供を受けることとなりました。また、当期4月以降順次、会員マイページ機能、Q&A機能、ポイントプログラム機能、および 当社全体のプロモーションコンテンツを搭載することにより、非会員の医師を会員化するための販売促進ツールとして利用しております。

このように「ケアネット・ドットコム」の性質が変更となったことに伴い、「ケアネット・ドットコム」の運営等の費用は、従来は売上原価に計上しておりましたが、第1四半期会計期間から販売費及び一般管理費に計上しております。なお、前第3四半期累計期間および当第3四半期累計期間の「ケアネット・ドットコム」の運営等の費用は、それぞれ191,808千円、163,800千円であり、前第3四半期会計期間および当第3四半期会計期間の「ケアネット・ドットコム」の運営費等の費用は、それぞれ68,661千円、51,554千円であります。

(早期退職費用引当金)

次の早期退職者募集措置に基づき、早期退職者に対する退職一時金および再就職支援金等の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

早期退職募集の対象者

正社員

募集期間

平成22年6月21日から平成22年6月30日

退職人員

18名

助成措置

退職日

平成22年9月30日および平成22年10月31日といたしましたが、一部人員については確定しておりません。

退職一時金を支給いたします。さらに希望者に対しては、再就職支援会社を通じた再就職支援を行います。

なお、当第3四半期累計期間末の早期退職費用引当金残高は、退職日未確定者に係る金額であります。

(ポイント引当金)

ケアネット・ドットコム会員に付与したポイント制度は、従来は即時交換制度であり、ポイント付与時にポイント利用に伴う費用を費用処理しておりました。当第3四半期会計期間からは、当該ポイント制度をポイント繰越制度に変更したことに伴い、将来のポイント利用に伴う費用見込額を引当金計上する処理に変更しております。

【表示方法の変更】

当第3四半期累計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年12日31日)

(四半期損益計算書)

前第3四半期累計期間において、営業外収益の「その他」に含めていた「未払配当金除斥益」は、金額的重要性が増したため、当第3四半期累計期間において区分掲記しております。なお、前第3四半期累計期間における営業外収益の「その他」に含まれている「未払配当金除斥益」は276千円であります。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

(四十期負旧別照衣関係)			
当第3四半期会計期間末		前事業年度末	
(平成22年12	月31日)	(平成22年3月31日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額		1 有形固定資産の減価償却累計額	
	(千円)		(千円)
	39,633		78,172
2 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。		2 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。	
(千円)			(千円)
製品	9,269	製品	18,673
仕掛品	25,696	仕掛品	32,734
貯蔵品	313	貯蔵品	626

(千円)

(四半期損益計算書関係)

(四十朔頂血川并自民)()	
前第3四半期累計期間	当第3四半期累計期間
(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日
至 平成21年12月31日)	至 平成22年12月31日)

給与手当

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用および金額 は次のとおりであります。

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用および金額 は次のとおりであります。

308.903

給与手当 191.595

(千円)

2 減損損失

当第3四半期累計期間において、以下の資産について 67,164千円の減損損失を計上しております。

用途	種類	金額 (千円)
医師間症例共有システム	ソフトウェア	67,164

当社は、稼動資産については、主として管理会計上の区分に基づき個々のサービスのカテゴリー等をグルーピングの単位としております。なお、遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当社が、前事業年度からサービス提供を開始した医師間症例共有サービス「RegistrySTATION®(レジストリーステーション)」は、当期に入り、順調に受注、売上を伸ばしてまいりました。しかしながら、医療用医薬品製造販売業公正取引協議会から、当

「RegistrySTATION®(レジストリーステーション)」における医師への情報提供料の支払いが、公正取引上問題となる可能性の指摘を受け、当社はサービスモデルの改変を行うものの、当該サービスの提供を全て中止することといたしました。これに伴い、自社利用ソフトウェアとして資産計上している医師間症例共有システム「RegistrySTATION®(レジストリーステーション)」について、改変後のサービスの再開時期などが明らかでないため、減損損失を計上しております。

なお、回収可能価額は、当該サービスの提供を中止した ことから、使用価値をゼロと評価して測定しており ます

┖		Δ 7 t				
前第3四半期会計期間		当第3四半期会計期間				
		(自 平成21年10月1日		(自 平成22年10月1日		
	至 平成21年12月31日)			至 平成22年12月31日)		
	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用および金額		1	販売費及び一般管理費のうち主	要な費用および金額	
	は次のとおりであります。			は次のとおりであります。		
			(千円)			(千円)
		給与手当	61,634		給与手当	88,840
					支払手数料	65,723

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

	前第3四半期累計期間		当第3四半期累計期間	
	(自 平成21年4月 ⁻		(自 平成22年4月1日	
l	至 平成21年12月3	1日)	至 平成22年12月31日)	
	1 現金及び現金同等物の四半期を	末残高と四半期貸借対	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対	
	照表に掲記されている科目の	金額との関係	照表に掲記されている科目の金額との関係	
	(\(\overline{\pi} \)	平成21年12月31日現在)	(平成22年12月31日現在)
		(千円)		(千円)
	現金及び預金勘定	1,890,026	現金及び預金勘定	1,308,838
	預金期間が3カ月を超える	4 000 000	預金期間が3カ月を超える	750 000
	定期預金	1,300,000	定期預金	750,000
	現金及び現金同等物	590,026		558,838

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)および当第3四半期累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1.発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当第3四半期会計期間末株式数(株)
発行済株式	
普通株式	52,420
合計	52,420
自己株式	
普通株式	
合計	

2. 新株予約権等に関する事項

区分 新株予約権の内		新株予約権の内訳	当第3四半期会計 期間末残高(千円)
	担山人社	フレック・ナポン・ラントレーズの転換を始接	
	提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	1 2,893

(リース取引関係)

当第3四半期会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)該当事項はありません。

(金融商品関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日現在) 著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日現在) 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日現在) 当社は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(持分法損益等)

前第3四半期累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日) 当社には関連会社がないため、該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日) 当社には関連会社がないため、該当事項はありません。

前第3四半期会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日) 当社には関連会社がないため、該当事項はありません。

当第3四半期会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日) 当社には関連会社がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日) 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当第3四半期会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日) 該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日現在)

著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1.報告セグメントの概要

当第3四半期累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)および当第3四半期会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、サービスの区分別のセグメントから構成されており、「医薬営業支援サービス」、「マーケティング調査サービス」および「医療コンテンツサービス」の3つを報告セグメントとしております。

「医薬営業支援サービス」は、インターネットを利用して医師に医薬品情報等を提供することにより、製薬企業のMR(営業員)の活動を支援するサービスを行っております。

「マーケティング調査サービス」は、主に当社の医師会員からデータを収集し、医薬品の開発やマーケティング活動に活用できる集計・解析結果を提供するサービスを行っております。

「医療コンテンツサービス」は、衛星放送やDVDを用いて、有料の学習コンテンツを医師・医療従事者に提供するサービスを行っております。

2.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報 当第3四半期累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント					
	医薬営業 支援サービ ス	マーケ ティング 調査サー ビス	医療コン テンツ サービス	計	調整額 (注)	四半期 損益計算書 計上額
売上高 外部顧客への売上 高 セグメント間の内 部売上高又は振 替高	815,812	206,248	297,189	1,319,250		1,319,250
計	815,812	206,248	297,189	1,319,250		1,319,250
セグメント利益	192,394	107,300	3,091	302,787	478,038	175,251

(注)セグメント利益の調整額 478,038千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用(報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費)であります。

当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

(単位:千円)

		報告セグメント				
	医薬営業 支援サービ ス	マーケ ティング 調査サー ビス	医療コン テンツ サービス	計	調整額 (注)	四半期 損益計算書 計上額
売上高 外部顧客への売上 高 セグメント間の内 部売上高又は振 替高	342,672	76,541	96,453	515,667		515,667
計	342,672	76,541	96,453	515,667		515,667
セグメント利益又 は損失()	125,799	36,340	4,373	157,766	171,263	13,496

(注)セグメント利益の調整額 171,263千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用(報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費)であります。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報該当事項はありません。

(追加情報)

第1四半期会計期間から、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(賃貸等不動産関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日現在) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1.1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末		前事業年度末	
(平成22年12月	31日)	(平成22年3)	月31日)
1 株当たり純資産額	33,408円89銭	1 株当たり純資産額	38,073円75銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	1,754,187	1,999,619
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	2,893	3,793
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額 (千円)	1,751,293	1,995,825
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期 末(期末)の普通株式の数(株)	52,420	52,420

2.1株当たり四半期純利益金額または1株当たり四半期純損失金額等

前第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)		当第 3 四半期累計期 (自 平成22年 4 月 1 F 至 平成22年12月31F	3
1 株当たり四半期純損失金額	3,281円39 銭	1 株当たり四半期純損失金額	4,664円86 銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期では、潜在株式は存在するものの1株当であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

(な) 「林山にり出「朔州頭八金熊の井足工の星旋	18, 7, 00 C 00 7 C 00 7 C 7;	
	前第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
四半期純損失 (千円)	171,219	244,532
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失(千円)	171,219	244,532
期中平均株式数(株)	52,179	52,420
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当		
たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株		
式で、前事業年度末から重要な変動があったものの		
概要		

前第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日		当第3四半期会計期間 (自 平成22年10月1日	
至 平成21年12月31日)		至 平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	1,353円20銭	1株当たり四半期純損失金額	749円45銭
潜在株式調整後1株当たり四半期	1,303円62銭	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益:	金額につい
純利益金額	1,303円02並	ては、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四:	半期純損失
		であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額または1株当たり四半期純損失金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額または1株当たり四半		
期純損失金額		
四半期純利益または四半期純損失()(千円)	70,660	39,286
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益または四半期純損失	70,660	20, 206
()(千円)	70,660	39,286
期中平均株式数(株)	52,217	52,420
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (千円)		
普通株式増加数 (株)	1,986	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当		
たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株		
式で、前事業年度末から重要な変動があったものの		
概要		

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月5日

株式会社ケアネット 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 村上 眞治 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 中桐 光康 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケアネットの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第15期事業年度の第3四半期会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ケアネットの平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月4日

印

株式会社ケアネット 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 三澤 幸之助

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 中桐 光康 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケアネットの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第16期事業年度の第3四半期会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ケアネットの平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。